

2021年10月28日

各位

不動産投資信託証券発行者名

グローバル・ワン不動産投資法人

代表者名 執行役員 内田 昭雄

(コード番号：8958)

資産運用会社名

グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社

代表者名 代表取締役社長 古城 謙治

問合せ先 投信業務部長 山崎 弦

(TEL：03-3262-1494)

## 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、下記の規約変更及び役員選任について、2021年12月14日開催予定の第11回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記の規約変更及び役員選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

### 記

#### 1. 規約変更について

##### (1) 変更の理由

##### ① 規約第10条関係

本投資法人現行規約第10条第1項第1文に基づき隔年毎の11月10日及び同日以後遅滞なく招集される投資主総会に加えて、同項第2文に基づき招集されるそれ以外の投資主総会についても、決算日から3ヶ月以内に開催される場合には、議決権行使に係る基準日を当該決算日とするものです。

##### ② 規約第11条関係

近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しいと考えられ、かつ、投資法人のガバナンスの構造に大きな影響を与え、投資主の利益に影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項について、投資主の意思をより直接的に反映させるべく、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人現行規約第11条第1項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです。

##### ③ 規約第21条関係

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。）の改正等に伴い、資産評価の方法に関して必要な変更を行うものです。

(規約変更の詳細については、添付資料「第11回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

## 2. 役員選任について

執行役員内田昭雄並びに監督役員名取勝也及び森田康裕は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本投資主総会におきまして、執行役員内田昭雄（重任）並びに監督役員名取勝也（重任）及び森田康裕（重任）を選任します。

本投資主総会において承認されますと 2021 年 12 月 14 日付で各役員は就任します。

また、執行役員及び監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員中嶋康介及び補欠監督役員勝田裕子を選任します。

（役員選任の詳細については、添付資料「第11回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

## 3. 日程

2021 年 10 月 28 日 本投資法人役員会にて本投資主総会提出議案を決議

2021 年 11 月 26 日 本投資主総会招集通知発送（予定）

2021 年 12 月 14 日 本投資主総会開催、規約変更及び役員選任議案を付議（予定）

以 上

本投資法人のホームページアドレス：<https://www.go-reit.co.jp/>

### 【添付資料】

第 11 回投資主総会招集ご通知

2021年11月26日

投資主各位

東京都千代田区麹町四丁目1番地  
グローバル・ワン不動産投資法人  
執行役員 内田 昭 雄

## 第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第11回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。つきましては、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討の後、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入の上、2021年12月13日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第11条 （みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案が有るときは当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定により議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2021年12月14日（火曜日）午前10時   |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区平河町二丁目4番1号<br>都市センターホテル 3階「コスモスホール（I）」<br>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

### 3. 会議の目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、前日までに修正が生じた場合は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト (<https://www.go-reit.co.jp/>) において掲載させていただきます。
  - ◎新型コロナウイルスの国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染拡大防止に向けた対応を行います。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご確認くださいようお願い申し上げます。  
また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期のお知らせや本投資主総会における感染拡大防止に向けた対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のウェブサイト (<https://www.go-reit.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。
  - ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社による「運用状況説明会」は、新型コロナウイルスの国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年9月期（第36期）の決算の状況につきましては、本投資法人のウェブサイト (<https://www.go-reit.co.jp/>) をご覧ください。
  - ◎従前投資主総会後に投資主の皆様にお送りしておりました決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、本投資法人のウェブサイト (<https://www.go-reit.co.jp/>) に掲載させていただきますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。  
なお、投資主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんのでご注意ください。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

本投資主総会につきましては、新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保を第一に考え、会場での感染拡大防止にできる限り努めるべく、従前よりも規模を縮小して開催いたしますこと、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（その後の更新を含みます）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のウェブサイト（<https://www.go-reit.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいませようお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することもできますので、投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全確保の観点から、本投資主総会へのご出席を極力お控えいただき、同封の議決権行使書面により議決権を行使することをご検討ください。
- 本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、投資主の皆様の安全を第一に、ご自身の健康状態や開催日時点の新型コロナウイルスの感染状況や行政機関の対応状況にご留意いただき、くれぐれもご無理なさらないようにお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- 突然の会場使用の制限等や今後の状況の変化により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合がございます。本投資主総会の延期に関するお知らせを本投資法人のウェブサイト（<https://www.go-reit.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### <来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員、補欠役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、例年と比べて少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない場合がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 役員、補欠役員候補者及び運営スタッフは、マスクを着用した状態で応対をさせていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力くださいますようお願い申し上げます。ご協力いただけない場合には、会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございますことを、あらかじめご了承ください。
- ご来場の投資主様におかれましては、会場受付での体温測定へのご協力をお願い申し上げます。測定時に37.5℃以上の発熱がある投資主様や、咳などの症状その他体調不良と見受けられる投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮くださるようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご出席をご遠慮くださるようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、会場へお越しになる際は、お時間に余裕をもってご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 本投資法人の資産運用会社であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社による「運用状況説明会」は、新型コロナウイルスの国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年9月期（第36期）の決算の状況につきましては、本投資法人のウェブサイト (<https://www.go-reit.co.jp/>) をご覧ください。
- このほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上、時節柄、投資主の皆様におかれましては、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

###### (1) 規約第10条関係

本投資法人現行規約第10条第1項第1文に基づき隔年毎の11月10日及び同日以後遅滞なく招集される投資主総会に加えて、同項第2文に基づき招集されるそれ以外の投資主総会についても、決算日から3ヶ月以内に開催される場合には、議決権行使に係る基準日を当該決算日とするものです。

###### (2) 規約第11条関係

近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しいと考えられ、かつ、投資法人のガバナンスの構造に大きな影響を与え、投資主の利益に影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項について、投資主の意思をより直接的に反映させるべく、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第11条第1項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです。

###### (3) 規約第21条関係

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。）の改正等に伴い、資産評価の方法に関して必要な変更を行うものです。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所です。）

現 行 規 約	変 更 案
第10条（投資主総会に係る事項） 1. （記載省略） 2. <u>前項第一文に基づき投資主総会を招集する場合には、2019年9月30日及び以降、隔年毎の9月30日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において、議決権を行使できる投資主とする。また、前項第二文に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する一定の日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、投資主総会において、議決権を行使することのできる投資主とする。</u>	第10条（投資主総会に係る事項） 1. （現行のとおり） 2. <u>本投資法人の投資主総会が決算日から3ヶ月以内に開催される場合には、当該決算日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において、議決権を行使できる投資主とする。前文の規定にかかわらず、本投資法人は、役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する一定の日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、投資主総会において、議決権を行使することのできる投資主とすることができる。</u>

現 行 規 約	変 更 案
3. (記載省略) 4. (記載省略) 5. (記載省略) 6. (記載省略) 7. (記載省略) 8. (記載省略)	3. (現行のとおり) 4. (現行のとおり) 5. (現行のとおり) 6. (現行のとおり) 7. (現行のとおり) 8. (現行のとおり)
第11条 (みなし賛成) 1. (記載省略) (新設)  2. <u>前項の規定により議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u>	第11条 (みなし賛成) 1. (現行のとおり) 2. <u>前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、<u>投信法第81条の2第2項(投資口の併合)、第104条第1項(役員及び会計監査人の解任)、第140条(規約の変更)(但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。)、第143条第3号(解散)、第205条第2項(資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意)又は第206条第1項(資産の運用に係る委託契約の解約)に係る議案の決議には適用しない。</u></u> 3. <u>第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u>
第21条 (資産評価の方法、基準及び基準日) 1. (記載省略) 2. (記載省略) (1) (記載省略) ①～⑤ (記載省略) ⑥ 本号②、③、④及び⑤以外の有価証券 <u>当該有価証券について、本号②、③、④及び⑤以外の市場価格がある場合には当該市場価格に基づく価額、また、本号②、③、④及び⑤以外の市場価格がない場合にはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価額により評価する。但し、市場価格及び合理的な方法により算出された価額がない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</u>  ⑦ (記載省略)	第21条 (資産評価の方法、基準及び基準日) 1. (現行のとおり) 2. (現行のとおり) (1) (現行のとおり) ①～⑤ (現行のとおり) ⑥ 本号②、③、④及び⑤以外の有価証券 <u>満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価をもって評価し、            その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価する。</u>  ⑦ (現行のとおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>⑧ ヘッジ取引（運用方針において定義する。）</p> <p>(一) <u>金融商品取引所に上場されている各取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p>(二) <u>金融商品取引所の相場がない非上場の各取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算出された価額が得られればその価額により評価する。なお、合理的な方法により価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価することができるものとする。</u></p> <p>(三) <u>上記（一）及び（二）にも関わらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できる。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(2) （記載省略）</p>	<p>⑧ ヘッジ取引（運用方針において定義する。）</p> <p>(一) <u>ヘッジ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(二) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できる。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p> <p>(2) （現行のとおり）</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員内田昭雄は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案におきまして、執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人現行規約第14条第1項第1文括弧書きの定めにより、就任する2021年12月14日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2021年10月28日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	
うちだあきお 内田昭雄 (1955年4月10日生)	1978年4月	明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社
	1989年4月	同社 不動産サービス部不動産サービス 副長
	1995年10月	同社 不動産部 不動産業務グループ グループリーダー
	2004年1月	同社 関連事業部 関連事業推進グループ グループマネージャー
	2010年4月	明治安田ビルマネジメント株式会社出向
	2012年4月	同社 取締役 総務企画部長
	2015年4月	同社 常務取締役 総務企画部長
	2016年4月	本投資法人執行役員（現職）

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期についても、本投資法人現行規約第14条第1項但書の定めにより、投信法第99条第2項及び本投資法人現行規約第14条第1項第1文括弧書きの定めが適用されます。なお、本議案におきまして、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第14条第2項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2021年10月28日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	
なか じま こう すけ 中 嶋 康 介 (1963年2月11日生)	1985年4月	明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社
	1997年4月	パシフィック・ガーディアン生命保険株式会社 出向（米国ハワイ）
	2002年4月	明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）成田支社 佐原営業所長
	2006年4月	明治安田生命保険相互会社 国際部 国際業務グループ グループマネージャー
	2010年4月	明治安田アメリカ・明治安田リアルティUSA 社長（出向）（米国ニューヨーク）
	2012年4月	パシフィック・ガーディアン生命保険株式会社 社長（出向）（米国ハワイ）
	2017年4月 2020年4月	明治安田生命保険相互会社 内部監査部 内部監査役 グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社 出向 執行役員（投信運用部・投信業務部担当）（現職）

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社の執行役員（投信運用部・投信業務部担当）です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員名取勝也、森田康裕の2名は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案におきまして、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第14条第1項第1文括弧書きの定めにより、就任する2021年12月14日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴	
1	な とり かつ や 名 取 勝 也 (1959年5月15日生)	1986年4月	弁護士登録
		1986年4月	榊田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
		1990年9月	ワシントン大学ロー・スクール卒業 法学修士号取得
		1991年1月	Davis Wright Tremaine法律事務所入所
		1993年6月	ジョージタウン大学ビジネス・スクール卒業 経営学修士号取得
		1993年7月	エッソ石油株式会社入社 法務部弁護士
		1995年1月	アップルコンピュータ株式会社入社 法務・渉外本部長
		1998年1月	サン・マイクロシステムズ株式会社入社 取締役法務本部長
		2002年3月	株式会社ファーストリテイリング入社 執行役員法務部長、店舗開発部長、社会環境室長
		2004年1月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 取締役執行役員 法務・知的財産・コンプライアンス担当
		2012年2月	名取法律事務所（現ITN法律事務所）設立（現職）
		2015年12月	株式会社モリテックス 社外取締役（現職）
		2016年4月	本投資法人監督役員（現職）
		2016年6月	株式会社キビラ 監査役（現職）
		2020年6月	株式会社パソナテキーラ（現サークレイス株式会社）監査役（現職）
2020年6月	株式会社リクルートホールディングス 監査役（現職）		
2020年9月	株式会社タウンズ 社外取締役（現職）		
2021年6月	東京製綱株式会社 社外取締役（現職）		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	
2	もり た やす ひろ 森 田 康 裕 (1969年11月19日生)	1992年4月	中央信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社
		1997年1月	太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
		2000年12月	同法人 金融サービス部
		2001年4月	公認会計士登録
		2007年12月	経済産業省 経済産業政策局出向
		2008年4月	不動産鑑定士登録
		2009年2月	新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）アドバイザーサービス部復職
		2009年10月	東京共同会計事務所入所
		2009年10月	森田康裕公認会計士事務所設立（現職）
		2012年6月	税理士登録
		2015年8月	タカラレーベン・インフラ投資法人監督役員就任（現職）
		2016年4月	本投資法人監督役員（現職）

- ・上記監督役員候補者のうち、候補者森田康裕は、本投資法人の投資口を8口保有しております。候補者名取勝也は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、執行役員の職務執行全般を監督しております。
- ・候補者名取勝也は、ITN法律事務所のマネージング・パートナーを兼務しております。
- ・候補者森田康裕は、森田康裕公認会計士事務所の代表者を兼務しております。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において選任された補欠監督役員が監督役員となった場合の任期についても、本投資法人現行規約第14条第1項但書の定めにより、本投資法人現行規約第14条第1項第1文括弧書きの定めが適用されます。なお、本議案におきまして、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第14条第2項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠監督役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	
かつ た ゆう こ 勝 田 裕 子 (1966年2月18日生)	1997年4月	弁護士登録
	1997年4月	荒木法律事務所入所
	1999年2月	鈴榮特許綜合法律事務所（現鈴榮特許綜合事務所）入所
	2002年2月	同所パートナー就任
	2004年1月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 法務・知的財産部 カウンセル
	2010年6月	ワシントン大学ロー・スクール卒業 法学修士号(LL.M.)取得
	2013年1月	日本アイ・ビー・エム株式会社 チーフ・プライバシー・オフィサー就任
	2016年6月	名取法律事務所（現ITN法律事務所）入所 パートナー（現職）
2020年8月	富士電機株式会社 社外監査役（現職）	

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人現行規約第11条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案乃至第5号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上



## 投資主総会会場ご案内図

会場： 東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
 都市センターホテル 3階「コスモスホール(I)」  
 電話 (03) 3265-8211 (代表)



- 交通 ○地下鉄 「麹町」駅 (有楽町線) 半蔵門方面1番出口より徒歩約4分
- 地下鉄 「永田町」駅 (南北線) 9b番出口より徒歩約3分
- 地下鉄 「永田町」駅 (有楽町線・半蔵門線) 5番出口より徒歩約4分
- 地下鉄 「赤坂見附」駅 (丸ノ内線・銀座線) D出口より徒歩約8分
- J R 「四ツ谷」駅 (中央線) 麹町口より徒歩約14分
- 都バス 平河町二丁目・都市センター前 (新橋駅⇄市ヶ谷駅⇄小滝橋車庫前)

お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。